

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年7月13日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡家族（以下「被災者」という。）は、昭和29年10月から昭和61年11月までのうち約22年7か月間、坑夫や鉄工として粉じん作業に従事した。
- 2 被災者は、平成8年5月14日付けで〇〇労働基準局長（現〇〇労働局長）からじん肺管理区分「管理2、PR1、合併症続発性気管支炎、療養要」の決定を受けた後、A医療機関で療養し、平成10年3月からはB医療機関で療養を継続していたが、〇年〇月〇日、B医療機関において死亡した。死亡診断書には、直接死因「じん肺」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡はじん肺及びその合併症である続発性気管支炎によるものであり、業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年11月29日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
（略）
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、被災者はじん肺及びその合併症である続発性気管支炎による呼吸不全により死亡したものであり、被災者の死亡が業務上の事由によるものであることは明らかである旨主張している。
- (2) そこで、まず、被災者のじん肺及びその合併症である続発性気管支炎の症状について本件に係る医師の見解をみると、以下のとおりである。

C医師は、平成30年4月25日付け意見書において、要旨、「被災者のじん肺の状態は、呼吸不全H-JⅢからⅣ。感染増悪などにより呼吸不全増悪時には特別な加療を要した。日頃より、気道クリーニングなどに努めた。」と述べている。この点、じん肺健康診断結果の推移、D医師作成の平成8年3月18日付けじん肺健康診断結果証明書及び平成9年から平成30年までの期間に係る労働者災害補償保険診断書（じん肺用）における被災者のじん肺の状態をみると、X線写真上のじん肺の陰影は、平成13年以降全て第2型（両肺野に粒状影が多数あるもの）であり、ほとんど悪化することなく安定して推移していたと認められる。また、被災者の肺機能検査をみても、検査を施行することができた平成8年から平成24年までの期間において、被災者の%肺活量はいずれも80%以上であり、同期間において、被災者に著しい肺機能障害は認められず、検査を施行することができなかった平成26年以降においても、上記じん肺の陰影の状態の他、死亡から4か月前である○年○月○日に行われた肺胞気道脈血酸素分圧較差の検査結果が限界値以下であることなどを勘案すれば、被災者が平成26年以降に著しい肺機能障害を生じたとは考えにくい。

続発性気管支炎については、その悪化をうかがわせるものはなく、安定した状態にあったと推認される。

当審査会としては、上記医学的所見から総合的に判断すると、被災者のじん肺及びその合併症である続発性気管支炎の病状は経過中安定しており、呼吸不全を来し得るような明らかな悪化はなかったものと判断する。

(3) 以上の被災者のじん肺及びその合併症である続発性気管支炎の病状を基に、被災者の死亡原因とじん肺及びその合併症である続発性気管支炎との間の相当因果関係の有無についてみると、以下のとおりである。

C医師作成の○年○月○日付け死亡診断書には、「直接死因：じん肺」と記載されている。この点、同医師は、前記(2)の同年4月25日付け意見書において、「被災者は、じん肺のため肺の局所免疫異常からの間質影の増強、感染の増悪を認め、それによる呼吸不全のため全身状態不良となり、死亡したものである。」旨の意見を述べているが、局所免疫異常の積極的根拠は何ら示されていない。

これに対し、E医師は、平成30年6月24日付け意見書において、要旨、「被災者は、平成29年6月8日より食欲低下があり、食事が全く摂れていないとのことで、同月11日にB医療機関に入院している。意思疎通困難なときがあり、全介助が行われていた。同年11月28日には、主治医より家人に、『この1か月で徐々に活気がなくなり、食事摂取も不十分となっている。このまま食べなくなっていくと厳しい。点滴で経過を見ている。』と病状説明がされている。死亡5日前の○年○月○日より死亡時までは、喘鳴、喀痰貯留音等は認められず、両肺副雑音もなかったとされているが、徐々に全身衰弱状態が進行し死亡した。」と述べ、F医師は、平成30年10月31日付け鑑定意見書において、要旨、「被災者は、加齢に伴う運動器、脳神経系機能の低下があり、嚥下機能が低下し、最終的に誤嚥性肺炎で死亡しており、被災者の死亡とじん肺及びその合併症である続発性気管支炎との相当因果関係は認め難い。」と述べている。

被災者の死亡原因については、上記医師らの見解が分かれており、特定することが難しいものの、じん肺及びその合併症である続発性気管支炎の病状は安定しており、被災者の死亡直前の症状の経過を考えると、E医師及びF医師の意見が妥当であり、被災者は、摂食困難から招来された全身の衰弱に誤嚥性肺炎が加わって死亡に至ったと考えるのが妥当であって、じん肺及びその合併症である続発性気管支炎と被災者の死亡原因との間に相当因果関係は認められな

い。

よって、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認めることはできない。

3 結 論

以上のおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。

令和2年1月17日